

第2節 森林の働きによる安全で豊かな県土の形成

森林の持つ様々な働きの中でも、緑のダムといわれる水源かん養機能や土砂流出・土砂崩壊等災害防止機能は、安全で豊かな県民生活に密接に関わっており、健全な森林の維持・造成に努めることは益々重要となっています。

このため、県民生活に身近な森林の乱開発防止等適正な管理を推進し、公益的機能の発揮を確保するために重要な森林は保安林^{*}に指定するとともに、災害などにより機能の低下した保安林については、治山事業等の実施により機能の回復に努めます。

また、森林の持つ多面的機能の低下をもたらす森林病虫害や林野火災の発生防止に努めます。

^{*}《保安林》

国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全等を目的として森林法に基づき指定される森林で、立木の伐採、土地の形質の変更等について一定の制限が課せられる。

1 森林の働きによる県土保全

(1) 林地の適正な管理

- 林地の状況を正しく把握し、県民にわかりやすい情報とするため地図情報システム等の整備を図り、林地の適正管理を推進します。
- 森林の巡視活動を通じて、林地の適正利用の指導を強化します。
さらに違法な伐採や開発を防ぐために、市町村との連携を図り適切な森林の利活用を指導します。
- 山地災害の情報収集を目的としたボランティア「山地防災ヘルパー」^{*}の育成を継続して進めます。
また、ヘルパーの活動を支援し、山地災害の発生予防に努めます。
- 森林の適正な利用を確保するために、林地開発許可制度の適切な運用に努め、開発行為中及び完了後の県土の保全を図ります。

^{*}《山地防災ヘルパー》

山地の保全と災害防止のために、自主的に協力してくれるボランティア活動者を知事が認定している。平成14年現在114名。



山地防災ヘルパー研修会（福島市）

(2) 保安林の整備

- 水源かん養、土砂流出防止など公益的機能発揮のために重要な森林については、計画的に保安林の指定を推進します。
- 保安林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、保安林の改良や保育等の保安林整備事業を計画的に推進します。
- 流域保全の観点から、流域の上流部に位置する国有保安林の管理者と保安林整備に関する連携を強化します。

指 標		現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
保 安 林 面 積	ha	104,765	109,100	104
保 安 林 整 備 面 積 (保安林の質的向上)	ha/ 年	1,420	1,600	113

(注) 表は民有保安林



水源かん養保安林(北塩原村)
保安林制度100周年記念写真コンテスト最優秀作品(武田喜代人氏撮影)



海岸の保安林整備(鹿島町)

(3) 治山対策の推進

- 森林の有する公益的機能を強化し、県土の保全と県民生活の安定を図るため、保安林の水土保全機能^{*}が十分発揮されるよう治山事業を推進します。
- 山地災害の未然防止のため、山地災害危険地区^{*}に登載された箇所について、緊急性等を考慮しながら計画的に治山事業を実施します。
- 豪雨や地すべりなどの異常な自然現象により新たに発生した山地災害について、被害の拡大防止と森林状態への早期復旧のため、治山事業の重点的な実施に努めます。
- 生活環境の保全や良好な環境の形成に役立つ保安林について、治山事業による整備を実施します。
- 治山事業の実施に際しては、生態系などの自然環境や景観への配慮に努めます。
- 過去に設置した治山施設について、機能が損なわれないよう適切な維持管理に努めます。

*** 《水土保全機能》**

山地からの土砂流出防止機能や、良質な水の安定供給確保等の水源かん養機能の総称。

*** 《山地災害危険地区》**

地すべり、斜面崩壊（山崩れ、がけ崩れ）、土石流等山地に起因する災害の発生する危険性が高い森林（山地）について県が認定した地区。

平成12年度末で5,418地区。

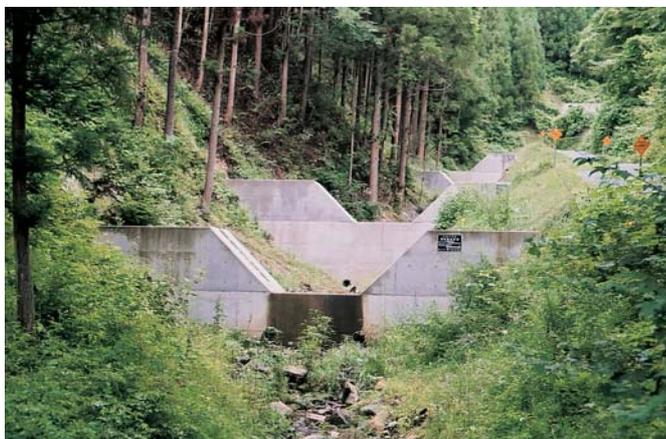
*** 《山地災害危険地区の着手率》**

山地災害危険地区のうち治山事業による対策に着手した地区数（累計）の率。

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
山地災害危険地区の着手率 [*] ; %	47.4	52.0	110



森林景観にとけ込む治山施設（金山町）



高さを抑えた治山施設（浪江町）

Column

《治山事業》

現在県が実施している治山事業は次のような種類があります。

《溪間工》

土石流等による土砂移動の調節、溪岸浸食の防止等のため治山ダムを設置することにより森林造成の基礎とする。

《山腹工》

崩壊等により荒廃した林地について、土砂移動防止により植生の生育基盤を安定させ森林を維持造成する。

《地すべり防止工》

地すべりの原因となる地下水の排除や地すべり土塊の除去、土留工の設置等により地すべりによる災害を防止する。

《防災林造成》

海岸部の風害、飛砂害、潮害等の防止や、積雪地域のなだれ防止等のための森林を造成する。

《保安林改良》

天災等により荒廃した保安林について植栽等を行い、保安林機能の維持増強を図る。

《保育》

治山事業により造成した森林を健全に成長させるための下刈り、除伐等を行う。

《生活環境保全林》

市街地等周辺の保安林において水土保全機能と合わせ快適な生活環境・自然環境の保全等を行うための森林整備を行う。

2 森林の保全

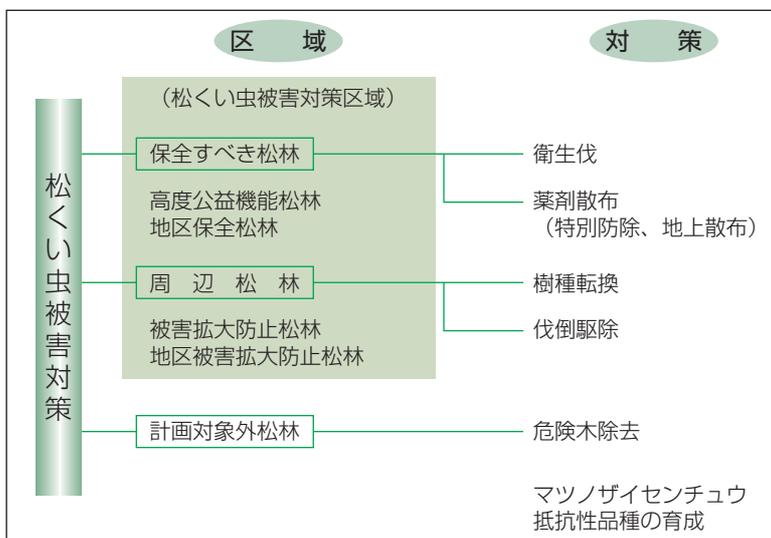
(1) 森林病害虫等の被害対策

- 松くい虫の被害対策については、「保全すべき松林^{*}」と位置づけられた松林を守るため、「防除実施基準等^{*}」及び「松くい虫被害対策事業推進計画」に沿って健全な松林とするための衛生伐^{*}、伐倒駆除^{*}、樹種転換^{*}等に努めるとともに、薬剤散布^{*}については地域からの要望と合意形成を踏まえて実施します。
- カシノナガキクイムシ等松くい虫以外の森林病虫獣害については、その被害状況、被害森林の公益的機能等を考慮して防除を実施します。

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
松くい虫被害対策 区域内被害材積	m ³ 30,408	24,000	80



保全対象松林（いわき市）



※《保全すべき松林》

高度公益機能松林（保安林等のうち重要な松林）と地区保全松林（地すべり地域、鎮守の森など社会的に価値の高い松林）

※《防除実施基準等》

防除実施基準（薬剤による防除が安全かつ適正に行われることを確保するために定められた基準）、県防除実施基準（防除実施基準に従って知事が定める基準）、樹種転換促進指針（知事が定める樹種転換を促進するための指針）、地区防除指針（松くい虫等の駆除のため知事が定める必要な措置に関する指針）

※《衛生伐》

被害木を含めた不要木等を伐倒してからそれらに薬剤を散布し、被害の拡大を防ぐ方法。

※《伐倒駆除》

被害木を伐倒して薬剤を散布し、材内のマツノマダラカミキリ幼虫を殺すことにより被害の拡大を防ぐ方法。

※《樹種転換》

松くい虫の感染源となるおそれのある松林を伐採し、他の樹種へ転換する方法。

なお、マツノザイセンチュウに抵抗性を持つ松林への転換も樹種転換に含めている。

※《薬剤散布》

薬剤を松樹上部の枝葉部分に散布し、後食（産卵に備えて松の若枝の表皮をかじって栄養を摂取すること）のために飛んでくるマツノマダラカミキリ成虫を殺すことにより被害の拡大を予防する方法。

ヘリコプターで散布する特別防除と動力噴霧器等で散布する地上散布がある。

(2) 林野火災の予防

- 林野火災の発生予防に向けて、山火事防止パレード、テレビ・ラジオ放送などの広報を行っていくとともに、林野火災の延焼・拡大を防ぐため初期消火機材の配備を行います。
- 林野火災等による損失を補てんし、早期に森林への復旧を図るため森林国営保険^{*}への加入促進を図ります。



林野火災予防のパレード（飯館村）



山火事被災直後の森林（原町市）



森林国営保険等により復旧した森林の姿（原町市）

^{*}《森林国営保険》

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため森林国営保険法に基づき国が行っている保険事業。

林野火災のほか、気象災、噴火災が補填の対象となっている。